

原爆被爆者の援護事業について、簡単にまとめました。手続きの方法など詳しいことについては、市町役場または県庁被爆者支援課にお問い合わせください。また、広島県ホームページにも、被爆者援護事業について掲載しています。

なお、この冊子でいう「被爆者」とは、広島県知事から被爆者健康手帳の交付を受けた人をいいます。広島県知事以外から被爆者健康手帳の交付を受けている人は、交付を受けた都道府県（あるいは広島市または長崎市）にお問い合わせください。

## 1 被爆者健康手帳は大切に保管しましょう

被爆者健康手帳は、原子爆弾による被爆者であることを示す一種の証明書であるとともに、健康状況を記録しておく非常に大切なものです。

住所を変更したときは、必ず、新住所地の市町役場に手帳を持参し手続きをしてください。その届出がないと、健康診断の通知や諸手当の送金その他の連絡ができなくなります。

また、手帳をなくしたり、あるいは汚れたり、破れたりしたときは、再交付を受けられますので、市町役場で手続きをしてください。

## 2 健康診断を受診しましょう

健康を守るためには、疾病を早く発見し、早く治療することが大切です。被爆者健康診断をできるだけ受けるようにしましょう。

健康診断は、「定期」と「希望」をそれぞれ年2回ずつ受けることができます。「希望」2回のうち1回は、「がん検診」を受けることができます。

健康診断の結果、精密検査を受けるようにいわれた方は、すぐ受けましょう。

定期健康診断	年2回、市町役場が通知した日時・場所で受けられます。
希望健康診断	定期健康診断のほかに、受診者の都合のよいとき、県が委託している医療機関で年2回受けられます。
がん検診	受診者の希望により、年1回受けられます。県が委託している医療機関へ、電話等で受診日・受診項目についてあらかじめ申し込んでください。検診項目は、胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫の6項目です。

## 3 医療費が助成されます

被爆者健康手帳を病院等に提示することで、医療費については、自己負担分を支払わないで治療を受けることができます（ただし、保険のきかない治療や薬、差額のベッド料、診断書料等は自己負担となります）。

手帳を忘れた等の理由で提示できなかった場合、また県外等で手帳を提示しても料金を請求された場合等は、いったんその医療機関に料金を支払い、市町役場に払い戻しの申請をしてください。

なお、申請には領収書（原本）と診療報酬明細書（写し）が必要となります。後日、申し出のあった金融機関の口座に振り込みます。

## 4 介護保険サービスに対する助成があります

被爆者健康手帳をお持ちの方は、介護保険サービスの利用助成が受けられます。くわしくはP42をご参照ください。

## 5 被爆者手当が支給されます

原爆被爆者手当は、国の制度に基づき毎月支給されるものです。手当の種類および金額は、別紙「被爆者手当について」のとおりです。



## 6 県の制度をご活用ください

県独自の制度として、次の手当や助成金を支給しています。

(令和8年度の金額)

区分	内容	支給額または助成額
① 被爆者特別検査受診促進手当	爆心地から半径1キロメートル以内で被爆した被爆者のうち、精密検査を受けるため指定の医療機関に入院した者に対して支給される。	支給額 1人1日500円
② 認定被爆者通院交通費	医療特別手当の受給者で、厚生労働大臣の認定を受けた負傷または疾病の治療のため、指定医療機関へ通院している者に対して支給される。	支給額 バス、電車、汽車及び船舶等の運賃の実費額
③ 被爆者身体障害者福祉手当	○原爆の傷害作用による負傷又は疾病による重度(身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級～3級程度)の身体障害者 ○原爆による痕跡のため著しい醜状を呈している被爆者 上記の要件に該当する者に支給されるが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当を受けている者には支給されない。	支給額 19,620円
④ 被爆者特別福祉手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当又は特別手当の受給者であって、生活保護法の適用を受けている者(保護停止の者は除く。)に対して支給される。	支給額 月4,000円
⑤ 介護手当付加金	介護手当の受給者のうち、当該介護手当の受給額を超える介護費用を支払っている者に対して支給される。	支給額 47,230円以内
⑥ 認定被爆者死亡弔慰金	認定被爆者が死亡した場合、その葬祭を行う者に対して支給される。	支給額 10,000円



区分	内容	支給額または助成額
⑦ 被爆者訪問介護利用助成金	ア 介護保険の訪問介護、第1号訪問事業を利用した生計中心者が所得税非課税である世帯に属する被爆者に対して支給される	ア 助成額1割(又は2割、又は3割)自己負担。ただし、他の公費負担等がある場合は、その額を減じた後の額(第1号訪問事業はサービス種類コードA2に限る)
	イ 生計中心者が所得税非課税である世帯に属する被爆者が老人福祉法の措置による老人居宅介護等事業を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。	イ 助成額 費用徴収額
⑧ 被爆者通所介護利用助成金	ア 介護保険の(地域密着型)通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、第1号通所事業を利用した被爆者に対して支給される。	ア 助成額1割(又は2割、又は3割)自己負担額(第1号通所事業はサービス種類コードA6に限る。)
	イ 被爆者が老人福祉の措置による老人デイサービス事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。	イ 助成額 費用徴収額
⑨ 被爆者短期入所生活介護等利用助成金	ア 介護保険の(介護予防)短期入所生活介護を利用した被爆者に対して支給される。	ア 助成額1割(又は2割、又は3割)自己負担額
	イ 被爆者が市町村が実施する老人福祉法の措置による短期入所事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。	イ 助成額 費用徴収額
⑩ 被爆者小規模多機能型居宅介護利用助成金	ア 介護保険の(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用した被爆者に対して支給される。	ア 助成額1割(又は2割、又は3割)自己負担
	イ 被爆者が老人福祉法の措置による小規模多機能型居宅介護事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。	イ 助成額 費用徴収額

## ① 原爆養護ホーム

原爆養護ホームは、家族等からの世話を受けることができない被爆者のために設けられた施設です。入所等については、県庁被爆者支援課にお問い合わせください。

施設名	所在地	定員
舟入むつみ園	広島市中区舟入幸町14-11 ☎ 082-291-1555	一般養護 100名
神田山やすらぎ園	広島市東区牛田新町一丁目18-2 ☎ 082-223-1390	特別養護 100名
倉掛のぞみ園	広島市安佐北区倉掛三丁目50-1 ☎ 082-845-5025	特別養護 300名

施設名	所在地	定員
矢野おりづる園	広島市安芸区矢野東二丁目4-25 ☎ 082-822-1228	特別養護 100名

※矢野おりづる園は、広島市長発行の被爆者健康手帳をお持ちの方が対象となる施設です。

## ② 広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）

神田山荘にはクアハウス棟が併設されており、運動と温泉入浴と休養を組み合わせた効率的な健康づくりを行うことができます。お気軽にご利用ください。

広島市東区牛田新町一丁目16-1 ☎ 082-228-7311

## ③ 県営住宅の入居

被爆者世帯は、県営住宅の入居申込みをする場合、当選率が2倍となる等の優先入居措置が受けられます。

詳細は、県庁住宅課（各地区の指定管理者）へお問い合わせください。

なお、各市町営住宅の場合は、各市役所・町役場の担当課へお問い合わせください。

## ④ 被爆二世の健康診断

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくために、毎年6月から翌年2月までの間、年に1度、健康診断を受けることができます。

ご家族に被爆二世の方がおられる場合は、受診をお勧めください。

市町役場などに備え付けてある専用ハガキに、受診医療機関などを記入し、お申し込みください（受診医療機関はリーフレット等でご確認ください）。広島県のホームページから電子申請によっても、申し込みできます。くわしくは、県庁被爆者支援課または市町役場へお問い合わせください。

区分	内容	支給額または助成額
⑪ 被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成金	ア 介護保険の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した被爆者に対して支給される。	ア 助成額 1割（又は2割、又は3割）自己負担
	イ 被爆者が市町が実施する老人福祉法の措置による定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。	イ 助成額 費用徴収額
⑫ 被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成金	ア 介護保険の複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を利用した被爆者に対して支給される。	ア 助成額 1割（又は2割、又は3割）自己負担
	イ 被爆者が市町が実施する老人福祉法の措置による複合型サービスを利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。	イ 助成額 費用徴収額
⑬ 被爆者認知症対応型共同生活介護利用助成金	ア 介護保険の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用した被爆者に対して支給される。	ア 助成額 1割（又は2割、又は3割）自己負担
	イ 被爆者が市町が実施する老人福祉法の措置による認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。	イ 助成額 費用徴収額
⑭ 被爆者介護老人福祉施設等利用助成金	ア（地域密着型）介護老人福祉施設に入所した被爆者に対して支給される。	ア 助成額 1割（又は2割、又は3割）自己負担
	イ 被爆者が養護老人ホーム等に入所した場合、その費用を負担している者に対して支給される。	イ 助成額 費用徴収額
⑮ 被爆者療養保養事業	ア 被爆者が神田山荘を利用する場合の休憩料を助成する。	ア 助成金 1人1回 250円
	イ 被爆者が県が指定した療養保養施設を利用する場合に休憩料及び宿泊料を助成する。	イ 助成額 休憩：1人1回 250円以内 宿泊：1人1泊 500円以内 （休憩・宿泊を合わせて年1,500円/人を限度）

# お問い合わせ先一覧

令和8年3月時点

ご不明な点は、お住まいの区域の担当部署にお問い合わせください。

所属	部 課 名	電話番号
呉 市	呉市保健所 地域保健課 医務グループ	0823-25-3534
竹 原 市	市民福祉部 市民課 医療年金係	0846-22-7734
三 原 市	保健福祉部 社会福祉課 地域共生係	0848-67-6058
尾 道 市	福祉保健部 社会福祉課 庶務係	0848-38-9133
福 山 市	福祉部 福祉総務課 福祉担当	084-928-1045
府 中 市	健康福祉部 福祉課 福祉総務係	0847-44-9107
三 次 市	市民部 市民課 保険年金係	0824-62-6134
庄 原 市	生活福祉部 保健医療課 医療予防係	0824-73-1155
大 竹 市	健康福祉部 保健医療課 健康増進係	0827-59-2153
東 広 島 市	健康福祉部 地域共生推進課 福祉総務係	082-420-0932
廿 日 市 市	生活環境部 保険課 医療年金係	0829-30-9160
安芸高田市	福祉保健部 社会福祉課 地域福祉係	0826-42-5615
江 田 島 市	福祉保健部 保健医療課 医療保険係	0823-43-1639
府 中 町	福祉保健部 福祉課 地域福祉係	082-286-3162
海 田 町	福祉保健部 社会福祉課 社会福祉係	082-823-9207
熊 野 町	健康福祉部 社会福祉課 地域・障害者福祉グループ	082-820-5635
坂 町	民生部 保険健康課	082-820-1504
安芸太田町	健康福祉課 社会福祉係	0826-25-0250
北 広 島 町	福祉課 福祉係	0826-72-7352
大崎上島町	健康福祉課 保険係	0846-62-0301
世 羅 町	健康保険課 健康増進係	0847-25-0134
神石高原町	健康衛生課 健康係	0847-89-3366

## 広島県被爆者支援課

調整グループ	原爆養護ホームへの入所相談	082-513-3109
被爆者・毒ガス障害者 手当グループ	手当に関する相談	082-513-3115
援護グループ	手帳、健康診断、医療費についての相談	082-513-3116

監修／鎌田 七男

公益財団法人 広島原爆被爆者援護事業団理事長